

## 第1回 自立支援センター北寮地域連絡協議会 (議事概要)

日時：令和5年3月17日 19時から20時30分

場所：北区浮間ふれあい館第一ホール

参加者(敬称略・順不同)：三河会長 村野副会長、清水委員、麻生委員、稲船委員、  
木下委員、長谷川委員、新田委員、小山田委員 小俣委員  
事務局(区2名 都3名 特別区人事厚生事務組合(特人厚)3名)

(区・事務局)

定刻となりましたので「自立支援センター第1回地域連絡協議会」開会いたします。

この後の説明は着座にてご説明させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

事務局を担当いたします生活福祉課長の菊池でございます。

どうぞ宜しくお願いいたします。

まず開会の前に本日の配付資料の確認をお願いいたします。

まず「次第」でございます。資料1としまして「地域連絡協議会一覧」、資料2としまして「自立支援センター北寮地域連絡協議会設置要綱」、資料3としまして「住民説明会」について、資料4としまして「自立支援センター北寮地域連絡協議会の公開に関する内規」でございます。で、資料5が1と2と3に分かれておりますけれども、「北寮基本設計図面」となっております。お手元に不足はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

《資料確認》

はい、ありがとうございます。

本日この後の議事進行につきましては、ICレコーダーにて録音もさせていただきたいとも思いますので、何卒ご了承ください。よろしくをお願いいたします。

(区・事務局)

それでは、開会に先立ちまして、北区福祉部長からご挨拶申し上げます。

(村野福祉部長)

北区福祉部長の村野でございます。着座にて失礼いたします。はじめましてみなさんこんにちは。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は年度末の中、また、お忙しい遅い時間にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ここでは、就労の意思があるにもかかわらず、現在のこの厳しい経済状況によって、就業に至らず、生活に困窮し、住まいを失うようなこういった状況にある方への支援が必要だと考えてございます。

この自立支援センターですが、東京都、それから特別区人事厚生事務組合と協力いたしまして、行う事業となりますが、こういった支援が重要な柱の一つであると考えてございます。

これまで、説明会などでその必要性を訴えさせていただきまして、最低限、この必要性は

ご認識いただけたのかなととらえてございます。ただ、地元地域にお住まいの方、また学校にお子様を通わせている親御さんこういった方々の疑問や不安全部を払しょくできたとは考えてございません。こうした方の疑問や不安、こういったものを少しでも減らす一番の方法はこの事業を進めるにあたりまして、地域のみなさまのご意見ご要望をうかがうことそれが一番かなと考えてございます。そういった役割を担うということでございます。

委員としての委嘱状の交付はこの後となりますが、まずは委員をお引き受けいただきました皆様には、様々な視点からご意見などをいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員をお引き受けいただきましたこと、感謝申し上げますとともに、この先長丁場になると思っておりますが、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

(区・事務局)

ありがとうございました。

続きまして次第の2番「委員委嘱」3番の「委員紹介」です。

まず委嘱状の交付でございますが、本来であれば花川区長から直接委員の皆様へ委嘱状を渡すべきところですが、本日、区長公務にて出席がございません。また、時間の都合上、机上への配付とさせていただきます。ご容赦くださいますよう宜しくお願いいたします。

続いて座席の順に従いまして委員のお名前を読み上げさせていただきます。

特段、その場のご挨拶の必要はございませんのでその場に立っていただければと思います。浮間地区町自治会連合会会長の三河様でございます。

(三河会長)

宜しくお願いいたします。

(区・事務局)

浮間西町会長・清水様でございます。

(清水委員)

宜しくお願いします。

(区・事務局)

浮間小学校PTA会長・麻生様でございます。

(麻生委員)

麻生でございます。どうぞよろしくお願い致します。

(区・事務局)

浮間小学校学童クラブわくわく代表・稲船様でございます。

(稲船委員)

宜しくお願いします。

(区・事務局)

北区民生委員赤羽北地区・木下様でございます。

(木下委員)

宜しく申し上げます。

(区・事務局)

同じく北区民生員赤羽北地区・長谷川様でございます。

(長谷川委員)

宜しく申し上げます。

(区・事務局)

東京都福祉保健局生活福祉部事業調整担当部長の新田様です。

(新田委員)

新田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(区・事務局)

特別区人事・厚生事務組合厚生部長の小山田様でございます。

(小山田委員)

小山田でございます。宜しく願いいたします。

(区・事務局)

北区福祉部長・村野でございます。

(村野委員)

村野でございます。

(区・事務局)

なお、本日、浮間東町会会長・吉川様、浮間小学校校長の宮崎委員からは所用により欠席との連絡を受けております。よろしく願いいたします。

(区・事務局)

続きまして事務局職員を紹介させていただきます。

東京都福祉保健局から申し上げます。

《挨拶・議事省略》

特別区人事厚生事務組合

《挨拶・議事省略》

北区

《挨拶・議事省略》

事務局は以上となります。

(区・事務局)

次に資料の2をご覧ください。

本協議会は、東京都と特別区が共同で設置する自立支援センター北寮について円滑な設置及び管理・運営のため「自立支援センター北寮地域連絡協議会設置要綱」に基づき設置され、また定められた協議事項などに沿って運営されるものです。

なお、設置要綱第5条の2において、本協議会の会長は浮間地区自治会連合会会長が担うと規定していますので、浮間地区自治会連合会会長・三河様に本協議会の会長をお願い

たします。それでは三河会長からご挨拶をお願いいたします。

(三河会長)

委員の皆さま、あらためましてこんばんは。

週末の夜間の開催にも関わらず、お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。本協議会の会長に指名されております浮間地区自治会連合会会長の三河でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

さて、この間、私たちのこの浮間地区に自立支援センター北寮が作られ、令和7年から運用を開始するという事までは、説明会などを通じて理解してきたところです。先ほどご紹介のあった本協議会の主旨では、その円滑な設置及び 管理・運営に向けた地域住民と関係機関との連絡協議の場として、協議会を設置するとあります。ついては、これから、その設計や建設、運用に向けた具体的な内容などを、この協議会の中でしっかり話し合っていくことになろうかと思えます。まずは、今回、第1回目として、その設計の段階から、しっかり地元の意見を聞いて頂こうと思えます。お集まりの委員の皆さまに おかれましては、ご意見、疑問点など、積極的なご発言をお願いします。それでは、この後も どうぞ よろしくをお願いいたします。

(区・事務局)

三河会長ありがとうございました。

次に次第の5番、副会長の選任です。

副会長は同じく要綱第5条の2に、会長が委員の中から指名する旨規定していますので、会長からご指名をお願いします。

(三河会長)

はい。副会長は地元の町会・自治会、学校及び学校関係者、または東京都、特別区人事厚生事務組合といった行政機関との円滑な連絡調整をはかるため、北区福祉部長の村野委員にお願いしたいと思います。

(区・事務局)

ただいま副会長には村野委員を指名するとのことでしたが、皆様よろしいでしょうか。

(会長以外委員)

はい。《異議なし》

(区・事務局)

ありがとうございます。副会長は村野委員にお願いします。

副会長から改めて一言お願いします。

(村野副会長)

改めまして、副会長を仰せつかりました村野でございます。

三河会長を補佐しながら、円滑な議事の進行に努めてまいりたいと思えますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(区・事務局)

ありがとうございます。この後、次第の6、議事に入らせていただきます。

ここからは本来であれば三河会長に議事の進行をお願いするところですが、自立支援センター北寮の設置・運営について、ご自身の意見も伝えたいとの意向を、三河会長からいただいております。つきましては、議事の進行は引き続き、事務局側で執り行い、必要に応じて会長と協議する形で進めたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(会長以外委員)

はい《異議なし》

(区・事務局)

ありがとうございます。

それでは事務局で進行を務めさせていただきます。

本日の議事に入る前に1点事務局からご提案がございます。

議事にはございませんが、説明の時間をいただきたいと思いますが、三河会長よろしいでしょうか。

(三河会長)

はい。

(区・事務局)

ありがとうございます。それでは説明させていただきます。本日、本協議会では、開催にあたり近隣の皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますが、自立支援センターの建設から運用までに際し、特に至近にお住まいの方のご意見をお伺いすることも有意義と考え、事前に三河浮間地区連合会会長とご相談させていただき、今回の協議会において建設地の至近にお住まいの小俣様に近隣住民枠でご参加いただくことを本協議会に諮ることといたしました。ついては委員の追加について、皆様のご承認をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(会長以外委員)

はい《異議なし》

(区・事務局)

はい、ご承認いただきありがとうございました。

\*\*\*\*\*小俣委員が入室・着席\*\*\*\*\*

(区・事務局)

委嘱状は事務局より後日、お届けさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。なお、委員名簿などは次回の協議会で変更したものをお示しさせていただきます。

## 6 議事 (1) 「住民説明について報告」

(区・事務局)

それでは改めましてお示しの議事に入らせていただきます。

はじめに「住民説明会の実施について」を事務局から説明させていただきます。

それでは資料3をご覧ください。これまでに開催した「住民説明会」の実施状況をご報告いたします。

資料3の1と2にありますとおり、第1期住民説明会、第2期住民説明会として、合計4回、住民説明会のほうを実施しております。

第1期住民説明会につきましては、会場はここ浮間ふれあい館、周知方法は建設予定地から半径100mの範囲で約250世帯にポスティングする形で実施いたしました。開催日とご参加人数につきましてはお示しのとおりでございます。

第2期住民説明会につきましては、会場は同じくこちら浮間ふれあい館でございますが、周知方法を変えまして、浮間小学校の全保護者の方631世帯へのチラシの配布のほか、建設予定地から北赤羽駅までの動線の範囲ほか浮間3丁目内の約2400世帯にポスティングする形で実施させていただきました。第3回第4回の日程とご参加人数につきましてはお示しのとおりとなっております。

項目の3番で、説明会でいただいた主なご意見とご質問について書かせていただいております。読み上げてまいります。

「建設予定地として選定された理由について」なぜここなのかというところでございます。「施設の利用要件や利用率、利用方法の詳細、建設規模について」「現在の事業が女性を対象にしていないのはなぜか」「犯罪者の更生施設のようなものか」、裏面をお願いいたします。

「住まいを失われた方が、自暴自棄になって事件を起こしたりしないか。」「必要不可欠な施設であることは理解できる。ただ、入居する方たちがどういった素性かわからず不安」「小学校の真向かいにあり、通学路にも面している。何かあった際の責任はどうなるのか」「制度設計が古いことから、ネットカフェ等のほうが利用しやすく、施設利用率が低いのではないか。」「施設建設にあたり、事業内容を見直し、生活に困窮された方の自立に向けてしっかりと役立つ施設運営を実施していただきたい。」「若い方の意見を事前に聞いていただきたかった。」「どの程度の人数が就労に結びつくのか。」「施設利用者が周囲で買い物をするなら、日々のお金はどうしているのか。」

こういったご質問等いただきまして、4回実施しました説明会の中ではひとつひとつ丁寧なご回答を差し上げていったところでございます。

以下、そちらの資料につきましては、住民説明会の当日にお配りしておりました中から参考になる部分を抜粋して示してございますので、後ほどご覧いただければと思います。宜しくをお願いいたします。

住民説明会の報告については以上です。何かご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

(A委員)

今回参加された方からいただいた内容で、その中で回答された内容はどのくらい解決されているか。

(区・事務局)

回答の内容の解決具合ということでしょうか。

(A委員)

はい。質問された内容に対してどれくらい説明がしっかりされているのか。

(区・事務局)

4回住民説明会を実施した中で、こういったご質問をいただいたんですけれども、最終的に大きな反対という意見がないということで、例えば「犯罪者の更生施設のようなものか」ですとか「入居する方たちの素性がわからず不安」というところは、しっかりそれぞれの福祉事務所で入居にあたっての審査を実施しているので、そういったものがありますので、実際その中に、利用される方自身にはそういったことはないという形のご説明をする、といったように、その場でひとつひとつご回答をさせていただいておりますので、解決できていないとすれば、今の制度設計上で、女性の利用ができていないというところがありますので、制度そのものに関しては解決できていないのですが、それ以外の疑問点や就労に結びつくのはどの程度なのか、といったところは、数字で簡単にお示しさせていただいております。よろしいでしょうか。

(A委員)

ご回答ありがとうございます。

(区・事務局)

ほかに何かございますでしょうか。

(B委員)

説明会に参加された方というのは、年齢的にはどのくらいの方か。

(区・事務局)

1, 2回目は、年齢の統計は取っていないのでわかりませんが、高齢の方が多かった印象です。3, 4回目は範囲を広げたので、学校の保護者の方もいらっしゃっていたかと思うので、そういう意味では少し若い方も入っていたかと思えます。その際に、作る前に若い方の意見も聞いていただきかったというご意見も実はいただいております。

(区・事務局)

他に何かございますでしょうか

≪発言なし≫

## 6 議事 (2) 基本設計 (案) について

(区・事務局)

それでは、次の議事に進ませていただいてよろしいでしょうか。

「基本設計 (案)」について、事務局から説明をお願いします。

(都・事務局)

東京都福祉保健局のありはらでございます。

東京都から、議事の（２）自立支援センター北寮建設に伴う基本設計（案）につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料５の１自立支援センター北寮（仮称）の施設概要について、をご覧ください。自立支援センター北寮につきましては、浮間３丁目１２番３の都営アパート跡地の一部を利用して、新たに建物を建設して設置する予定でございます。

施設の機能としましては、居室や食堂、浴室など、利用者が生活するのに必要な機能、それから、健康相談と相談支援機能や自立のための仕事探しを支援する就労支援機能、それから、事務室、宿直室、集会室など管理運営に必要な機能など、こうした機能を持った各部屋を配置しながら、整備をしてまいります。

現在は施設の基本設計を行っている段階でして、建物の概略的な配置計画や平面、立面計画等を作成しているところでございます。施設の概要につきましては、資料５の２と書かれている A3 判の資料をご覧くださいいただけます。

敷地は、南西側半分を利用して設置する予定で、敷地面積約 1 0 0 0 平米、9 9 5 平米です。延床面積が 1 4 5 0 平米、重量鉄骨造りの地上 3 階建ての建物を予定しております。建築基準法上の建物用途は寄宿舍、利用定員は約 6 0 名で、すべて個室を予定しております。こちらの建物予定地ですけれども、道路と接続している部分をご覧のとおり南側にしかないもので、出入口は浮間小学校側に設ける予定でございます。建物の内部の配置ですが、1 階に事務室や共有スペースを配置しまして、2 階と 3 階に入居者の居室や洗面所、トイレ等を配置する予定でございます。利用者の居室につきましては、必要な数を確保するために、建物の北、西、南側の 3 方に配置する形を予定しております。

個室の外観イメージにつきましては、次の資料５の 3 をご覧ください。図面のほうです。個室がある北、西、南側の 3 面には避難用のバルコニーを設置する予定です。バルコニーですけれども、あくまで避難用として設置するものでございますので、日常的に利用者が外に出ることはございません。また、浮間小学校やマンションの様子が見えないように、利用者の居室には窓に対策を講じる予定です。現在お示ししている立面図では、居室の正面に目隠しパーテーションということでお示ししておりますが、そういったものを配置することで予定しております。図面の説明は以上でございますが、本日お示ししている図面につきましては、現在基本設計により作成中の案でございます。これからこの内容をもとにより精緻な実施設計を行い、実施設計の中で、建物の内装の壁材ですとか窓枠、建物の外壁の材質、色、外壁や植栽、照明や設備機器といった具体的な仕様を検討していくというようになります。

今後、委員の皆様のご意見をうかがいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。現時点でご意見ご要望がございましたら、本日この場で、ご発言をいただいて構いません。もしこの場ではなかなか分かりにくいということで後日お気づきの点があれば、北区宛に 3 月 3 1 日の金曜日までにご意見等いただければと思っております。期限を区切って大変恐縮ではございますけれども、ご理解ご協力のほう、お願いしたいと思います。頂戴したご意見につきましてはできる限り今後行っていく実施設計の中で、反映させていきたい



と思っておりますが、何分予算というものがありますので、予算、構造上の問題でできないこともあるかと思えます。次回の地域連絡協議会では、反映の状況も含めてご報告できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。最後に今後の施設整備の予定でございます。

資料5の1に戻っていただきまして、下の4の施設整備スケジュールです。令和5年度でございますが、この基本設計に基づいて実施設計、建設工事、解体工事が一体となったりリース契約を締結しまして、実施設計において詳細な図面を作成してまいります。この詳細図面をもとに設計図面を完成させて、建築確認の申請を行ってまいります。実際の建設の工事ですけれども、令和6年3月に着工を予定しておりますので、これに間に合うようにこれらの手続きを進めてまいりたいと思えます。工事工程や工事車両、工事用資材の搬入経路等、工事内容等につきましては、工事の着手の前に近隣の住民の方へは周知をさせていただきたいと思っております。自立支援センターの運営期間でございますが、令和7年1月から令和12年1月の5年間という形になります。その後は令和12年度にかけて解体撤去工事を行う予定になっております。東京都からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

(区・事務局)

ありがとうございます。

東京都福祉局から「基本設計(案)」について説明がありました。何かご質問ありますでしょうか。

(C委員)

1回目と2回目の説明会に出させていただいたんですけども、委員の木下と申します。2回目の説明会の時に、学校に在籍されているお母さんのほうからご質問が出たと思うんですけども、不安がすごく大きくて、出入口まわり、学校のほうに向けないで、裏のほうにしたい、というお話があったと思うんですけども、こちらのほうにはもう、学校の真向かいということですよ、入口が。それはもう決まったわけですよ。

(区・事務局)

土地のほうの形で、説明会の時には後ろ側にも入り口を設けられると考えていたところなんですけども、すみません、事務局から説明させていただきます。図面の方と現状の土地の形を確認したときに、後ろ側に出入り口をつくるスペースがないということが実はわかりまして、それでこのような形になっているというふうに、実際に図面が出てきた段階ではつきりしたということです。すみません。

(C委員)

もう一点は、子どもたち8時くらいから自分の家を出ると思うんですね。学校の開門の時間が8時から8時半くらいの中に、浮間1丁目2丁目だったら子どもが出るんですけども、そうするとこの自立支援センターの日課がありますが、日課を見ると、みなさん7時から朝食を食べ終わって、8時半くらいまでの間に、ハローワークに日々通うということにな

ってますけど、時間がバッティングする時間がありますよね。私はこっちの近所のお母さまからご相談をいただいたんですけども、その点も不安に思ってる方がいらっしやいましたので、もし可能であるならば、ご父兄の負担ということを考えますと、時間をずらせないのならば、学校は学校側でたぶん地区の方が立ってらっしゃると思うんですけども、どなたか警備の方というと申し訳ないんですけど、立って、ガードしていただくというか、見ていただくみたいな形のほうが、ご父兄の方が安心感を持たれるのかなと思います。ただ、みなさんここ作られるということ知らない方多いんですよ。何ができるのかなとわからない方多いので、内容も皆さんご存じないと思うので、できてから、就労の準備をされる（施設）ということなんですけどね、不安感を増したりするとちょっと良くないと思うので、子供たちと接しないという言い方は失礼かな、時間をずらしていただくのが望ましいのかなと思ったりはするのですが、いかがでしょうか。

(D委員)

たぶん（住んでいる）人がこうあれっていうのではなくて、歩道がとても狭いんですよ。そこもたぶん気になるんだと思います。サラリーマンの方に肘でガンってやられたというようなこともあるんですね。子どもがわざわざ大人に邪魔をして歩いていたというわけではないんですけど、ちょっと邪魔だったのかな、ゴンってやられたらしくて。歩道が狭いということもちょっと頭に入れておいていただけると。

(E委員)

先ほど話があったようにやはりこの辺は不安ですよ。とはいえ後ろ（裏側の道）も通学路なんですけど、ただやっぱりD委員がおっしゃったように、歩道も狭いですし、子どもも通りますし、自転車も通りますし、あんまりここって出入り口としては適している場所ではないんじゃないかなというのは僕も正直思うんですよ。とはいえもう、これで（計画が）進むんですよ多分。これ隣、消防署でしたっけ。

(区・事務局)

空白の部分が消防署になる予定です。

(E委員)

目の前が小学校っていうのもあったので、ただできえ心配はすると思うんですけど、入口もこっちとなると、「うーん」って言うのが正直な感想でございます。私の。朝、子どもうるさいですし、元気なんで、こっちもそうだし学校も、両方を使って通学しているので、トラブルが起きないとは絶対に言いきれないので、普通のサラリーマンできえ邪魔だと言ってトラブルになったくらいですから、何かちょっとそこは心配だし、起こってからじゃ遅いので、できればそういう目は摘めるのなら摘んでおきたいというのが正直な気持ちなので、もしこれ後ろ（北側）にできるのであれば後ろにしてほしいなと思うのですが。

(E委員)

まあ、もちろんそうではあるんですが、ただ、60人ぐらいの方が、たいてい普通まあ朝ですよ、活動し出すのは。結構、近くに中外製薬もあるので、ここの通勤路にしているの

で。できることなら変えてほしいなという気持ちではあるんですけど。こういう施設だからというのではなくて、こういうものができてここから人の出入りがするっていうだけでもちょっと。まして駐車場もあるのでたぶん中抜けるんですよ1階が。

(C委員他)

駐車場はどこ？

(E委員)

下(1階部分)が空洞になってるんです。だからここが抜けるんです(建物の下をくぐって奥に駐車場がある)。

《一同納得》

(都・事務局)

道路と接道している部分が南側しかないものですから、車の出入りはこちらしかないというのが現状でございます。

(委員)

土が盛ってあるから、高いんでね。下げるってことですよね。

(都・事務局)

恐らくそうですね。一段高くなります。

(E委員)

まああの、しょうがないのであれば。また次の(方法)というか、朝(の通学時間帯の問題)とか、そういうことも、次の段階としては運用で考えている、ということでもいいですね。

(都・事務局)

おっしゃったように、そういった運営方針にかかわってくる部分につきまして、今後、運営法人はまだちょっと先ですけども、決まったなかで、またこの地域連絡協議会の中場で、ご要望いただければそこで検討させていただきたいなと思っています。

(C委員)

今の現状で、この歩道ですけど、結構自転車が今あのお母さんみんな電動(自転車)なので、うちは隣の隣なんですけども出るときにはとりあえず何も来ないかなって見てから行くんだけど、このへんは結構ね、うちのすぐ近くでも自転車同士ぶつかっているんで、なのでこの出入りはちょっと気を付けないとは思っています。

(都・事務局)

われわれも現地を見に行ったら確実にちょっと狭いなという認識はしておりますのでそういったご意見も踏まえつつ。

(A委員)

植栽を植えてあって学校から見えないようにという配慮だと思うんですけど植栽を植えたら余計見づらいと思うのですが。

(都・事務局)

段差があるのでそこを道にするというのは結構厳しいのかなと思っているのですが、例

えば植栽が逆に邪魔だというのであれば、見晴らしをよくするということはできるのかなと思います。

(区・事務局)

他何かお気づきの点等ございますか。

(C委員)

ネット環境はしっかりと使えるのでしょうか。職探しとか環境とかみんなネットでやっていて効率よくできるのでしょうか。

(都・事務局)

Wi-fiは今設置する予定がありません。現状のセンターでも設置はしていません。しかし、例えば求職相談室にパソコンを設置していてネットに接続しパソコンは使えるのと、あとは最近の入所者は自身のスマホを持っている方がいらっしゃるのでご自身のスマホを使ってということはある。

(A委員)

この建物の防音はどうなっていますか

(都・事務局)

いわゆる一般の住居というか鉄骨なので、全く音が漏れないようにシャットアウトとかはなく、一般的な三階建ての建物と同じです。

(A委員)

6時30分から娯楽室は使えるんですね。

(区・事務局)

運営面で娯楽室を使うのに大きな音を出すものはあるのでしょうか。

(都・事務局)

娯楽室にはテレビ、本を読んだり、音量が出るものはいくつかありますが、あまり変わったことはない。近しいもので将棋をしたりして使用する。

(区・事務局)

他何かご意見ございますか。

(C委員)

目隠しパーテーションとはどういったものなのでしょうか。内側にあるので、中から見えて外から見えないとか。

(都・事務局)

普通のバルコニーに設置するようなものです。

(C委員)

隣の家から見えてしまうのか、覗けるものなのか。窓が開かない状態か。窓は空くのか。

(都・事務局)

窓は空きますが、窓の近くに設置し、横から見たら見えてしまう状況だが、基本的には一般的なパーテーションを窓の近くにおいてどちらからも見えない。全面的に窓を覆うこと

は法的にできないので、今のイメージではそういうことです。

(C委員)

玄関が西側の方で窓があるので、夏とか玄関開けていて、丸見えになってしまう。そちら側がエアコン付いていて窓が開かないというのであれば安心してこっちが窓開けられるのですが、西側の方に住居があるのでちょっと気になるかなと。

(A委員)

この建物の資料 5-2 のところでフェンスのところのところグランドパーク浮間というところで既存のままになっている。既存のままのフェンスの方が正直両方とも見られる状態になっているので、既存のままになっている理由がわからないのですけども。

(都・事務局)

一階は居室がないので、居室は二回三階です。

(A委員)

それでも同じことで、お互いに見えてしまいますよね。先ほどの目隠しの話を聞くと住んでる側としては不安材料となるので、今ははっきり見えてしまうので。今は仮フェンスですよ、ほとんど仕切りがない形式上の仕切りしかなく丸見えになってしまうので。

(都・事務局)

歩いている人からも見えないようにしたいということですか。

(A委員)

なんていうか基本的に視線を感じたくない、安心材料、全く見えるのであればお互い気になってしまうので、あそこに人が住んでるなあというのも正直こちら側は嫌なので。完全に見えなくするのは難しいと思いますが仮フェンスだとうろかなという。声も聞こえてしまいますし、全員がマナーを守れるとは限らないので。

(都・事務局)

そこはいただいたご意見を踏まえて、はい。

(E委員)

もう消防署と北寮の面積の配分は動かせないのですか。Googleでも見ているのですが嫌です。どうしようもないんでしょうけど。面積割り振る時、消防署三面じゃないんですか、これだと後ろから出られないですよってならなかったんですか。明らかにこっちから出るしかない面積の割り振りになっている。ちょっと変えれば出入口になりそう。多分、グランドパーク浮間は建物がなく見通しがいいので、南側から出るより見通しが良いですよ。歩道の区別もないし。

(都・事務局)

仮に北側だとしても受水槽とかの施設に影響が出てしまうのでこのようになった

(E委員)

出来上がったらまた苦情になると思います。なんでこっち(学校側)なんだというハレーションは覚悟しておいた方がいい。

(都・事務局)

そこは丁寧に説明させていただきたいと思います

(C委員)

期間が終わったら更地になって帰ってくるということ

(区・事務局)

その認識で間違いありません。おっしゃる通りです。

(区・事務局)

消防署は関係ありませんので、そのまま残ります。

(A委員)

学校側に(出入口が)できることについて、皆さんの話もあって現実的ではないかなと思うのですが。子どもたちの交通を考えると時間帯もかぶるのでもう一度見直していただけないでしょうか。無理ならそれで話を終わらせないで検討することが重要かなと思います。

(都・事務局)

お話は理解できるのですが分筆の方でご覧の通り北側に接続する道路がないため、こちらが出入り口になった時の配慮につきましては十分にこれからこの協議会の中でご意見を聞きながら丁寧に説明させていただき、ぜひご理解いただきたいのが事務局の思いでございます。

(A委員)

間違いなく5年間の中で子供とのトラブルが起こることが予想できますので、建つ前からルールを決めるのでは遅いので、建つ段階で意見があるのであれば建物の場所の再検討の余地は十分があると思いますけども。

(E委員)

この面積の割り振りした時に北側(を出入口すること)の意見がなかったのか想定できなかったのか、現場も見ているはずだし、通学路なので、理解はできるはずなので「北側とられちゃった。まあいいや建てちゃえ」は杜撰かなと。ただでさえこのような場所に建つということで話し合いの場を設けているわけで、学校の目の前に建つのであればもうちょっと神経使った方が良くかなと思います。必要な施設であることは理解しているが、こういう形だからしょうがないじゃではなく、頭を使って考えてほしい。この辺の視点があるのは然るべきかなと思うんだけど。子どもを持つ親としては何か起きてからでは遅いので。

(B委員)

いま使っている施設はどこにある。

(都・事務局)

第2ブロックでは荒川寮です。(近隣では)板橋寮もあります。

(B委員)

実際にどういう時間帯で動いているのか何時に出て行って何時に帰っているのか調べてもらえれば。具体例がないと検討も難しい。調べてもらってこういう風になりますというの

が分かればと。ちょっとお願いしたい。

(区・事務局)

事務局の方で調査させていただきたい。

(C委員)

以前北区で同じような施設が学校の近くにできたとおっしゃいましたが、その時はどうしたのでしょうか。登下校の時間をずらしたりしていたのですか。

(区・事務局)

特段分けた運用があったことは聞いていない。

(C委員)

このあたりの場所は子どもを見る目(こと)が多い。

(E委員)

東から西へ120人が通る。朝の人数は相当いる。さらに保育園に行く親が自転車を飛ばして行くので、この通りは住民からはメインの道路なので。

(B委員)

消防署がここにくるのは地域に対して何もないのか

(都・事務局)

これからという話は聞いている

(E委員)

やはり何か起きてからでは遅い。事故か騒音か。何か起きた時に我々の責任にもなるので、しょうがないとも言えない。保護者代表として来ているので。こういう話が出たと掛け合うことはできないのですか。北側の道路にどうにか(してほしい)

(都・事務局)

北側が分筆の関係で正直厳しい。運用面で最大の配慮はさせていただききたいという形でお願いたします。

(特人厚・事務局)

通学の時間帯にセンターからどのくらいの人が出るのか、他の寮の状況とかとも知りたいとのことですが、通学の時間帯に一斉に全員が出るとかはちょっと違うかなと思います。

(A委員)

自分もハローワークで就職している。登下校に合わせなくてもできる。必要性は全くない。

(E委員)

極端な話通学時間帯は出入り禁止とまではいかないがレギュレーション作ってもらえるなら保護者は納得できる気がします。北側に通路ができないなら

(都・事務局)

先ほど申し上げた通り、運用で工夫ができるのであれば改めて検討いたします。

(特人厚委員)

私共の方で法人の方に委託し運営している。先ほどのそれぞれの出た時間帯の人数は把

握できる。次回出させていただきます。また、決まっているのが娯楽室6:30以降、朝食は7:00 昼食12:00 夕食は18:00 からのこの時間帯は決まっている。動くのは様々なパターン、スケジュールで動く。就労が決まって通勤するのであればそこから。全員が一斉に動くことはないで、このあたりの数字をお出しして皆様にお話しできればその部分の不安を若干解消できるのかなと思います。児童の通学とバッティングする場合、職員がおりますので対応ができるのではないかと思います。運営で工夫し、皆さんに説明してご協力ご理解いただけるものになるようにしたいと考えます。

(区・事務局)

様々なご意見いただいております。メインテーマなので長く時間を取らせていただいております。他にも何かご意見ありますでしょうか

(A委員)

他センターのデータ等は何が出るのでしょうか

(特人厚・事務局)

例えばのお話ですが、登下校の時間帯での人の動きは出せると思っております。

(A委員)

時間帯の利用者の外出の人数という。

(C委員)

今開設している施設の利用者は50人満員なのですか？

(特人厚・事務局)

規模70人で運営していて、その方が6カ月の中で仕事を見つけていただいてアパートか住み込みで自立していただいております。

(C委員)

人数は満員ではないの

(特人厚・事務局)

満員いるわけではない、更に就職活動をする人はさらに少ない。健康状態のチェック、体調を整えている方お仕事のための訓練をしている人もいます。登下校の時間帯に一斉に出ることはありません。

(A委員)

データの件で希望がありまして、地域の苦情、トラブルの件数についても出せるなら出していただきたいと思うのですがどうも

(特人厚・事務局)

現在の自立支援センターは近隣とのトラブルがほぼありません。入所者同士のトラブルは集団生活する中で多少はございます。お示しできるデータはございますのでセンターから入手し次回お示しいたします。

利用者の外出の際には当然管理簿があり、出入りの把握しておりますので何時に何名が出て行った、戻ったことも把握しておりますので、あわせてお示しさせていただければと考



えます。

(E委員)

建設について、消防署と施設はどちらが先にできるのでしょうか。

(都・事務局)

こちらの施設が先にできます。

(E委員)

重機とかダンプやトラックなどはどこから入るのか。

(都・事務局)

まだこれから詰めていく段階です。その辺の情報は近隣の方に周知します。この協議会の中でも説明させていただきます。

(E委員)

前、別の工事の時、登下校の時間帯子どもが信号待っているところでっかいダンプが通っていることを校長先生に伝えて、工事業者に言ってもらった。何分、学校が目の前なので、そこも神経をつかっていただきたい。

(区・事務局)

ご意見いただきましたけれども、この場で解決できるも問題ではないと思いますので、ただいたご意見はしっかりとまとめさせていただいて、調査の方もいただきましたので次回改めて、結果も含めてご報告させていただくという形で、東京都からも3/31まで別途ご意見いただいても大丈夫とのことなので、事務局の方にご意見いただければこちらからしっかり伝えさせていただきたいと思います。今回の議題に関しましてはこの時間帯を持ちましてということによろしいでしょうか。

(全員)

≪異議なし≫

(区・事務局)

ありがとうございます。今回いただいたご意見もしっかり反映できればと思いますので何卒宜しくお願い致します。

(区・事務局)

それでは次の議事に進みたいと思います。今回の協議会の内規案についてになります。資料4をご覧ください。協議会につきまして内規案を作らせていただきました。周知等に関することになります。第二にありますように協議会は原則非公開としております。第三としまして、第5条の5号に基づきまして会長が必要と認めたものが委員以外の出席および発言を可とする。ただし、議題の審査に影響を及ぼすことはできない。第四としまして委員以外で発言をするものは事前に事務局まで住所氏名を明らかにし、あらかじめ指定された席で発言しなければならない。第五としまして酒気帯びもしくは議事を妨害することを疑うに足る事業が認められる者については協議会に立ち入ることができない。第六としまして発言者は次の行為を行ってはならないということで、お示しの通りでございます。第七は協議

会の議事録となりますが、個人情報に支障のない範囲での公開をさせていただきたいと思っております。発言の要旨等につきましては事務局でまとめまして、協議会で内容確認の上北区ホームページに掲載させていただきたいと思っております。こちら前回の住民説明会で協議会の周知方法についてもご意見がありまして、ホームページ以外の方法も検討してほしいとの話がありましたが、他の方法がポスティングしかないのですが、毎回議事録を2500世帯にポスティングして配ることが厳しい状況ですので、そのあたりどこまでかをこの場でお諮りしたいと思っております。内規案としてお示しさせていただいております。ホームページに掲載させていただきたいと思っておりますが、ポスティングでこの辺までは周知したほうが良いといったご意見がありましたらお願いいたします。

(E委員)

学校を通じてであれば保護者には周知できるのかなと思っておりますが、浮間小学校全保護者631世帯にはポスティングしたのですか？

(区・事務局)

はい。学校の方に（配付をお願いしました）。

(E委員)

であればその道筋で周知できるのでは。

(区・事務局)

不勉強なのですが学校へのお知らせは紙ベース、データベースでよいのでしょうか。タブレットはあるとお聞きしたのですが。

(E委員)

タブレットは使ってないです。紙で大丈夫です。タブレットは子どものためにしか使えないので。紙ベースで保護者へのお手紙としていただければ現実的かと思っております。

(区・事務局)

ホームページに公開させていただくとともに一番近隣となる浮間小学校には紙ベースでお配りさせていただくという形をとりたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(全体)

良いと思っております。《同意》

(区・事務局)

ありがとうございます。では内規案改修させていただいたものは次回お示しさせていただければと思っておりますのでよろしくようお願いいたします。

本日の議事につきましては以上となっております。続いて次第の7番次回の開催日についてになります。次の地域連絡協議会の日程につきましては今回の意見調査等済みまして、また、少し基本設計等に変更ありましたら、その完成を目安に実施予定にしたいと考えております。また、年度末ということもありますので、次回の開催時期についてはあらためて事務局で調整したうえでご通知させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(全員)

なし《異議なし》

(区・事務局)

ありがとうございます。

(委員)

色々なことが決まってから動けなくなる前に話しをさせていただけたらと思います。

(区・事務局)

承知いたしました。

(区・事務局)

最後に次第の8「その他」として委員の皆様から、何かご意見あるいは再度確認しておきたいことなどあればこの場でご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全員)

《なし》

(区・事務局)

ありがとうございます。事務局から補足はございますか。

(全員)

《なし》

(区・事務局)

それでは、これにて本日の地域連絡協議会は終了となります。最後に副会長から閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

(村野副会長)

様々なご意見ありがとうございます。学校の前と言うことで色々なご意見があるのは理解できるのですが、物理的、手続き的にできることとできないことさまざまあるのですが、事務局の方にはできるだけの検討をしていただきたい。また、データについてはできるだけ詳しいデータを送っていただけたらなと次回までに。そろった時点でまた、こういう会合ができればと。皆様のご理解を深めるためにも事務局の方にもご協力をお願いしたいと思います。本日は長い時間ありがとうございました。

(区・事務局)

それでは、本日の地域連絡協議会はこれで閉会といたします。皆様、長時間にわたりご審議ありがとうございました。お気をつけてお帰り下さい。お疲れ様でした。

(A委員)

今日の資料の扱いはどうなるのですか。

(区・事務局)

お持ち帰りいただいて大丈夫です。本日欠席のお二人にはこちらから届けさせていただきますのでよろしく願いいたします。

ありがとうございました。